

第9回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和3年11月24日(水)午後1時28分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第9回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況証明申請について
- 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について
- 議案第5号 非農地と判断した土地について

<報告事項>

- 報告第1号 農地改良届について
- 報告第2号 農地転用事業計画変更申請について

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2		2	西川 勝一
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6	朝倉 勇二	6	
7	石山 清孝	7	
8	田嶋 秀夫	8	
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

1番 川崎 藤次 ㊟

3番 桂 慶一郎 ㊟

【開会】 午後1時28分	
事務局長	<p>まだ時間前ですけれども、予定されていた方全員お集まりですので、第9回南越前町農業委員会総会を開催させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、西川委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、1番 川崎委員と3番 桂委員をお願いいたしますと思います。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これ以降の議事進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>はい。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>では、これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。本日はよろしくをお願いいたします。議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>資料1ページをお願いします。</p> <p>譲渡人は、南越前町にお住まいの方で、譲受人は実の兄にあたる南越前町にお住まいの方とその妻と娘です。</p> <p>申請地は〇〇の畑ほか〇筆 面積合計〇〇㎡です。譲受後の経営面積は 〇〇〇㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、2ページと3ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。4ページと5ページは現地の写真です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、6ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を植村委員さんをお願いします。</p>

植村委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>今回、11月15日に朝倉委員さんと石山委員さんと事務局担当と私の4人で現地確認をいたしました。</p> <p>申請地は、集落に入る手前の田んぼと集落内の畑でございます。資料4ページは集落内にある畑で、資料5ページは集落近くの畑と川の南側にある田んぼになります。</p> <p>移転後は、3人の共有名義に変更し、稲と野菜を耕作するということですが、問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および植村委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>皆さん良いですかね。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>資料7ページをご覧ください。</p> <p>平成30年12月に北陸新幹線工事に伴う作業ヤードとして許可された一時転用用地ですが、期間内に工事が完了せず、工事前仮設栈橋や休憩所等必要な部分について改めて期間延長を申請するものです。ただ、一部は農地に復元されています。</p> <p>申請者は、鉄道運輸機構と工事請負契約を締結した、事業所で、北陸新幹線新北陸トンネル工事に伴う作業ヤードとして、〇〇の田ほか〇筆 面積合計〇〇㎡を一時的に借り受けるものです。貸付人は南越前町にお住いの方ほか2名の方です。</p> <p>位置につきましては、8ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。9ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>この申請に際し、周辺農地への被害防除策等について、汚水廃水等は合併浄化槽で処理したうえで農業用排水路に放流する旨、地元区長や農家組合長、土地改良区等からの承諾も得られています。一時転用期間は、2年ないし3年間の申出がありましたが、契約期間は令和4年4月24日までの単年度契約で、工事は令和5年の4月末までかかるとの内容でしたので、令和5年4月末までといたし、変更がある場合は変更申請していただくことといたしました。工事完了後は農地に復元して地権者にお返しすることになっております。</p> <p>では、許可する上での判断についてご説明いたします。10ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農用地区域内の農地でございます。農用地区域内農地につきましては、原則許可できないこととなっておりますが、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>なお、こちらの案件は農用地区域内農地であることから、県の意見を聴く案件でございます。</p>

事務局	<p>して、来月開催される県の常設審議委員会に上程いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を朝倉委員さん お願いします。</p>
朝倉委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>同じく11月15日に4名で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、集落の奥にある新北陸トンネルの入り口にあります。3年間の一時転用期間が 終了するため、3度目の申請ですが、工事期間の延長ということでやむを得ないと判断いた します。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および朝倉 委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>「異議なし」の声</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたし、許可相当として県に意見を送 付いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
【議案第3号 現況証明申請について】	
議長	<p>次に、議案第3号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願い します。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>資料11ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、先程の議案第1号の譲渡人と同じ方です。申請地は〇〇の田ほか3筆 面積合 計〇〇㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、12ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地 でございます。13ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請地は、一つは〇〇登り口から上がったところにある山林で、もう一つは、集落に向か う途中の山際の農地にあります。いずれも40～50年ほど前までは田畑を耕作されてい ましたが、申請者の父の代に周りの人が杉の木を植え始めたのに合わせ、植樹してから現在 の状況に至るというものです。</p> <p>今後も農地としての利用予定はないことから、現況にあった地目に変更して譲渡したい というものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さん お願いします。</p>
石山委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>同じく11月15日に現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、杉の木や広葉樹が育っており、現況証明申請については、問題ないと判断いた</p>

石山委員	<p>します。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および石山委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>「異議なし」の声</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について】	
議長	<p>次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料14ページをご覧ください。</p> <p>今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に係る意見決定を求められています。</p> <p>15ページをお願いします。利用権設定日は、令和4年1月1日です。農地中間管理機構と利用権設定される農地は64,733㎡、貸し手は17名で借り手は6名、筆数は37筆です。16ページから22ページは、契約に関する詳細な情報を表にしたものでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は、令和3年11月26日です。</p> <p>また、福井県農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地は、利用権設定される農地と一致し、64,733㎡、貸し手は17名で借り手は6名、筆数は37筆です。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項第3項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>有りませんか。無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第5号 非農地と判断した土地について】	
議長	<p>次に、議案第5号「非農地と判断した土地について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい。まず、ご審議の前に非農地判断の流れについてご説明いたします。</p> <p>今年4月に農林水産省から発出された「非農地判断の徹底について」の通知により、当町での非農地にかかる取り組みを進めてまいり、先月、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんとで西大道と清水の対象地の現地確認を行ってまいりました。総会で「非農地」と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、県と法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。参考までに、お手元に「非農地通知書」と「非農地通知一覧表」を両面刷りで配布しておりますので、ご確認ください。また、計画では11月からは牧谷の調査に入る予定でしたが、天候が悪いため、来春まで見送らせていただき、雪が溶けてから実施したいと思います。以上が流れとなります。</p> <p>では、資料は23ページをご覧ください。今回、非農地と判断した土地は、15筆 面積合計5,613.82㎡でございます。具体的な内容と位置、現地確認の様子につきましては、24ページから36ページのとおりです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さんお願いします。</p>
川崎委員	<p>はい。それでは報告いたします。</p> <p>去る10月18日に農業委員の西川さんと農地利用最適化推進委員の田中さんと今村さんと事務局と私の5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>箇所については、事務局からありました25ページ36ページを見ていただければよろしいかと思いますが、場所の特定には非常に困難を極め、時間を要しました。現地確認の写真を見ていただくように、すべて山林化しておりましたので、非農地としての判断をいたしました。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(このような状態は)どこにでもあるであろう。</p>
川崎委員	<p>今回15筆を見ましたが、場所の現況が変わっており、特定ができないため、大変苦労しました。残りを来春から行うと思いますが、瀬戸は607筆もあることですし、どのようにやるのか心配するところであります。事務局の考えがお有りであれば、お聞かせください。かなりのパワーがいる大変ということだけ申し上げます。</p>
事務局	<p>同じようにやる予定であります。</p>
議長	<p>申請があった分は、やるしかないですね。</p>
事務局	<p>申請があるものではなく、強制的に確認して歩き、農地台帳から落としていくというものであります。</p>

議長	<p>(その他質問、意見なし)</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【報告第1号 農地改良届について】	
議長	<p>次に、報告第1号「農地改良届について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料37ページをご覧ください。</p> <p>今回の農地改良届出につきましては、先の議案第2号にあった事業所が一時転用を行っていた農地で、農地に復田するにあたり2区画の農地の畦畔を撤去し、耕作土を均一にして1区画の農地とするために農地改良届が令和3年10月6日に出された後、10月27日に完了届が提出されたもので、専決事項として取り扱わせていただきました。</p> <p>届出人は南越前町にお住いの方で、申請地は届出人所有の〇〇と隣接所有者の〇〇の田、面積合計〇〇㎡を1区画にしたものです。</p> <p>位置と完了後の様子につきましては、38ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所と完了後の写真になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>来年は、田んぼをする予定か。</p>
事務局	<p>蕎麦を作付する予定です。</p>
議長	<p>(その他質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、報告第1号は承認されました。</p>
【報告第2号 農地転用事業計画変更申請について】	
議長	<p>次に、報告第2号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料39ページをご覧ください。</p> <p>今回、北陸新幹線工事に伴う農地転用事業計画変更申請が2件提出されました。</p> <p>いずれも申請人は〇〇で、1つは、申請地は令和2年2月20日に先の事業所が一時転用の許可を受けた〇〇の一部について、工事完了に伴い〇〇に事業承継するもので、もう一つは、令和2年12月24日に〇〇が一時転用の許可を受けた〇〇ほか1筆について、令和5年12月23日まで期間延長したいというものです。</p> <p>位置と計画図につきましては、40ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所と資材等の配置図になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>はい。ありがとうございました。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、報告第2号は承認されました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。</p>
【その他 農地転用関係事務処理の簡素化について】	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。農地転用関係事務処理の簡素化について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。説明させていただきます。</p> <p>41ページをご覧ください。令和3年11月17日付で県農林水産部から「農地転用関係事務処理の簡素化について」の文書が出されております。こちらは、県行政書士会から、農地転用申請書に区長、農家組合長の同意書、農業委員の確認書および隣接所有者の同意書等については、添付義務がなく添付を求めないようお願いするという意見であります。国県においても通知されているとのことですが、今年度はじめに農業委員への事前確認について議論していたところですが、今回の通知を受け、簡素化の方向で進めたいと考えます。次回受付時より、添付を求めないこととすることについてご意見を伺いたく存じます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、何か質問はありませんか。</p> <p>簡素化は、国が求めるものなのか。</p>
事務局	<p>事務処理要項でも求めている書類とのことですが。</p>
議長	<p>(その他質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、事務局の説明のとおり進めることいたします。</p> <p>その他、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>「農業委員会活動記録セット」の記録簿の提出についてですが、10月分から12月分までの記録簿を年内に集計する必要があることから、来月中旬ころまでに事務局までご提出くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>また、2022年度版の農業委員会手帳を購入させていただきましたので、お手元にお配りしました。どうぞご活用ください。</p> <p>以上で連絡を終わります。</p>
川崎委員	<p>12月中旬までとは、いつまででしょうか。</p>
事務局	<p>12月20日とさせていただきます。</p>
川崎委員	<p>あと、ひと月ほど前の新聞に、全国農地ナビの運用の件で、会計検査員の指摘で全国の農業委員会の4割超えが運用されていないとのことですが、南越前町の農地ナビは、どのような状況か。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>法改正により、平成27年度から全国農地ナビが整備されまして、全国的に農地台帳や地図情報を公開することが義務付けられております。平成28年度に国の支援を受けて台帳データは全国農地ナビで検索できる状態にはございます。ただ、その後の運用については、これまで使用していた既存台帳システムを使用しており、平成28年度のデータ移行後は内容の更新がされていない状況でございます。その後、国県の研修会でも指摘されておりますので、来年度予算において、再度、既存台帳システムのデータを全国農地ナビに移行し、それ以降は全国農地ナビを更新し続けるように進めたい考えです。</p> <p>更新していなかったいきさつにつきましては、丹南地区で運用しているシステムの住基・固定情報をデータ化することが出来なかったため既存台帳でのみ使用していたと聞いております。ただ、会議を重ねていくうちに、他の自治体でも移行できていると聞いておりますので、来年度以降はきれいに整備して、南越前町も活用できるようにと考えております。</p>
川崎委員	<p>大変な作業だという思いは、もっているんですね。</p> <p>農地パトロールの非農地判断もそうですが、メンテをしていかないといけないことです。システムが使いにくいから使用できなかったのかもしれませんが、会計検査でもやられているので、使いにくい所は国県にも伝えていただいて、使うようにしていきましょう。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。ただ今の件について、何か質問はございませんか。</p> <p>無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、1月24日(月)午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。今のところ、雪の具合で開催できないということは無い想定でお願いしたいと思っております。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは次回は1月24日(月)午後1時30分から、ここ第6会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>以上をもちまして、第9回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
川崎会長職務代理者	あいさつ
【閉会】 午後2時05分	